

新座市立栄小学校 PTA 会則

第1条（名称）

この会は、新座市立栄小学校PTA（以下、「本会」という。）という。

第2条（目的）

本会は、栄小学校の保護者と教職員が相互に協力して、学校と家庭及び地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条（方針）

本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 栄小学校の教育目的を理解し、児童がより良い環境で教育が受けられるよう、保護者の立場から協力し、活動する。
- 2 保護者相互の親睦を深め、話し合い、学び合い、人間として豊かに成長することに努める。
- 3 保護者と教職員が相互により良く理解を深めるよう努める。
- 4 いかなる政治団体、宗教にも偏らず、営利を目的とした行為は行わない。
- 5 学校の人事、管理及び運営には干渉しない。

第4条（会員）

本会の会員は、栄小学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。

また、PTA会費の納入をもって本会への加入の同意を得たこととする。

第5条（役員及び委員の選出及び任期）

本会の役員及び委員の選出は、次の通りとする。

1 会長

- (1) 会長は、前年度の会長補佐が務めることし、総会の承認を得る。
- (2) 任期は1年とする。但し、再任は2年までとする。
- (3) 前年度の会長補佐が一身上の都合等により、次年度の会長を務めることができなくなった場合は、速やかに選考委員会を立ち上げ、選考委員会が会長を選出し、総会で承認を得る。
- (4) 選考委員会については、別に定める。

2 会長補佐

- (1) 会長補佐は、選考委員会を選出し、総会で承認を得る。
- (2) 任期は1年とする。

3 学年毎に次の委員を互選する。

- (1) 学年代表 各1名
- (2) 広報委員 全校で8名
- (3) クラス委員 各クラス2名とするが、1クラスの場合は3名とする。
但し、1学年20名以下の場合は2名とする。

4 上記3の各委員の互選時期は以下の通りとする。

- (1) 年度内に互選する役員（任期は2年とする。）
 - ・ 学年代表（但し、第1学年は新年度に互選する）
- (2) 新年度に互選する委員（任期は1年とする。但し、再任は妨げない。）
 - ・ クラス委員
 - ・ 広報委員
 - ・ ベルマーク委員長・ベルマーク副委員長（但し立候補がいた場合、年度内とする。）

5 学年代表は、次の役員を分担して兼任する。

- ・ 副会長 3名（教頭を含める。）
- ・ 書記 2名
- ・ 会計 2名

第6条（役員の仕事）

1 会長

会長は、本会を総括し、本会を代表する。

2 会長補佐

会長補佐は、翌年度の会長となるために会長を補佐するとともに、執行部として校内外の活動を行う。

3 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、これに代わって会長代理を務める。

また、本校の給食を監査し、選考委員会の委員長及び副委員長を兼任する。

4 書記

書記は、本会の活動計画、企画運営及び連絡を司り、各種の議事及び活動に関する事項を収録する（主に総会資料の作成、総会及び運営委員会の議事録並びに各種配付文書の作成などを行う。）。

5 会計は、一般会計及び特別会計を司り、会費の集金及び管理業務並びに定期総会における決算報告を行う。また、学期ごとに教材費を監査する。

第7条（相談役）

本会は、相談役を置くことができる。

1 相談役は、前年度会長とする。

2 相談役は、本会運営に関する事項についての会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 相談役は、会長の要請により、運営委員会及び代表委員会に出席して意見を述べるができるが、議決権は持たないこととする。

第8条（総会）

1 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高の議決機関とする。

2 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は毎年度初めに、臨時総会は役員が必要と認められた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時に開催することができる。

3 総会は全会員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数の承認を必要とする。

4 定期総会では次のことを決議する。

- ・ 前年度活動報告及び新年度の活動計画に関する事項
- ・ 新年度役員、会計監査委員の承認に関する事項
- ・ 決算の報告及び予算の承認に関する事項
- ・ 会則の変更に関する事項
- ・ その他重要な事項に関する事項

5 議長・副議長として会員から2名選出（うち1名は教職員から選出）する。

第9条（運営委員会）

1 運営委員会は、全役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

2 運営委員会は原則として3回とする。但し、会長、会長補佐、学年代表（以下「執行部」という。）及び専門委員会の各委員長が必要と認められた時、又は委員の3分の1以上の要求があった時は、臨時に開催することができる。

- 3 委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決に際しては出席した委員の3分の2以上の承認を必要とする。
- 4 各クラス、各委員会、学校及び地域からの要望、意見、提案及び問題などを討議し、より良い解決を図るとともに、細則の制定又は改廃について審議し、その結果を総会に報告する。
- 5 教職員及び保護者は、同委員会を傍聴する事ができる。

第10条（代表委員会）

- 1 代表委員会は、執行部及び専門委員会の各委員長（以下「代表委員」という。）をもって構成する。
- 2 会長は、必要があると認める場合は、代表委員以外でも代表委員会への出席を要請することができる。
- 3 代表委員会は、必要によって会長が招集する。
- 4 各専門委員会、学校及び地域からの要望、意見、提案及び問題などを討議するとともに、本会の運営等についての審議及び処理を行う。

第11条（執行部会）

- 1 執行部会は、執行部をもって構成する。
- 2 執行部は、必要に応じて、専門委員に対して執行部会への出席を求めることができる。
- 3 執行部会は、本会の諸計画を審議し、活動推進のための企画及び実務を行い、本会の運営に当たる。
- 4 決算報告書及び年間予算案の作成を行う。
- 5 総会の決議事項の執行に当たる。
- 6 会則改正の立案作成を行う。
- 7 その他必要又は緊急な事項の審議及び処理を行う。

第12条（専門委員会）

専門委員会は、以下の委員会をもって構成し、次の任務に当たるものとする。
また、各委員長は各委員を招集して、各学期1回以上会議を開くものとする。
また、ベルマーク委員会及び卒業対策委員会を除く各専門委員会には、各専門委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。
なお、必要に応じて、執行部は、各専門委員会の会議に出席することができる。

1 厚生委員会

クラス委員をもって構成し、保健衛生や校内の緑化活動の推進を図り、学校保健委員会、給食運営委員会及びふれあい給食等の活動に関する事項を行う。

2 文化教養委員会

クラス委員をもって構成し、学校や家庭教育学級の教育活動の推進を図り、芸術鑑賞会及びPTAマナーの向上等の活動に関する事項を行う。

3 校外地区委員会

クラス委員をもって構成し、児童の防犯、安全指導及びその対策に当たると共に、地域の自治会等との連携を密にし、学校と地域の自治会等の連携に関する事項を行う。

なお、この委員のうち2名を、「交通安全母の会」と兼任させる。

4 広報委員会

第5条第4項第2号のとおり、広報委員として選出された委員をもって構成し、PTA活動の広報に関する事項を行う。

5 ベルマーク委員会

第5条第4項第2号のとおり、ベルマーク委員長及び副委員長として選出された委員をもって構成し、ベルマーク運動等を通して環境整備等の事項を行う。

6 卒業対策委員会

卒業対策委員会は、第6学年のクラス委員をもって構成し、学校の協力を得て、卒業関係の企画及び運営の事項を行う。

なお、卒業対策委員会に係る企画及び運営に係る会計報告は、同委員会独自に第6学年の保護者に対して行うものとし、本会の会計は関与しないこととする。

但し、同企画及び運営並びに会計報告に関して疑義等が生じた場合は、会長に対して相談し、判断を仰ぐことができる。

第13条（特別委員会）

特別委員会については、別に定める。

第14条（会計）

1 会費をもって通常のPTA活動を行う経理を一般会計とし、第2条の目的達成のために使用する。

2 会費は、一家庭あたり年間2,000円（保険料を含む。）とする。

但し、運動会後に転入した場合は、1,000円とし、転出した場合は、返金しないこととする。

3 一般会計は、総会において承認された予算に基づいて執行する。

但し、不測の事態等により当初の予算に過不足等が生じた場合、又は緊急の支出の必要が生じた場合は、運営委員会にはかって処理することができる。

4 本会の運営経費は、一般会計をもって支出する。

5 本会の決算は、年度末に実施される会計監査を経て定期総会で報告し、承認を得なければならない。

6 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

7 本会の収益活動による収入は特別会計とし、それについては、別に定める。

第15条（会計監査）

1 本会の経理を監査するため3名の監査委員を置く。

2 監査委員の任期は1年とする。

3 監査委員は、選考委員会が会員より3名を選出（うち1名は教職員から選出）し、総会の承認を得る。

4 監査委員は、会計業務を年度末に監査しなければならない。

但し、監査委員が必要と認める時は、臨時に監査を行うことができる。

5 監査委員は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第16条（改正）

本会の会則の改廃は総会の議決を得なければならない。

また、改正案は総会開催日の5日前までに、全会員に対して知らせなければならない。

第17条（細則）

本会の運営に必要な細則は、運営委員会で定めることができる。

但し、細則を定めた場合は、総会でその旨を報告しなければならない。

付 記

- この会則は、昭和 59 年 9 月 1 日より実施する。
- 平成 4 年 4 月 1 日改正。
- 平成 7 年 5 月 25 日改正。
- 平成 16 年 4 月 28 日改正。
- 平成 17 年 4 月 27 日改正。
- 平成 18 年 4 月 26 日改正。
- 平成 20 年 4 月 28 日改正。
- 平成 21 年 4 月 27 日改正。
- 平成 22 年 4 月 26 日改正。
- 平成 24 年 5 月 2 日改正。
- 平成 26 年 4 月 30 日改正。
- 平成 27 年 4 月 30 日改正。
- 平成 30 年 4 月 26 日改正。
- 平成 31 年 4 月 25 日改正。
- 令和 2 年 6 月 1 2 日改正。
- 令和 5 年 4 月 26 日改正。

《 別 則 》

第 1 章 慶弔規約

- 第 1 条 慶費は取り扱わないこととする。
- 第 2 条 弔費は、児童、保護者、教職員それぞれ本人とする。
- 第 3 条 一律金 5,000 円とし、一般会計からこれに充てる。
- 第 4 条 病気、火災、災害その他については、状況により全体委員会で検討する。
また、返礼は、一切しない。

付 記

- 平成 31 年 4 月 25 日改正。

第 2 章 選考委員会細則

第 1 条（趣旨）

この細則は、会則により本会会長補佐、会計監査及び会長（本会会則第 5 条第 1 項第 3 号の場合に限る）の選出に関する必要な項目を定めるものとする。

第 2 条（組織）

- 1 副会長及び専門委員会の各委員長をもって構成し、副会長が委員長と副委員長に就くものとする。
- 2 会長は相談役とする。

第 3 条（任務）

- 1 PTA 会長補佐の選考を行う。
- 2 次年度の会計監査委員の選考を行う。
- 3 必要に応じ、会長の選考を行う。
- 4 新座市 PTA 連合会幹事校の時は、幹事校役員の選考も行う。

第 4 条（選考対象者）

- 1 会長補佐
 - (1) 会員のうち、第 1～4 学年の保護者

(2) 次の会員は対象外とする。

役員及び委員の選出に関する細則に規定する免除資格のある会員
(但し、立候補者はその限りではない)

2 会計監査

会員より3名を選出(うち1名は教職員から選出)する。

3 会長(本会会則第5条第1項第3号の場合)

(1) 会員のうち、第1～5学年の保護者

(2) 対象外の保護者は、第1項第2号と同様とする。

第5条(選考方法)

1 会長補佐及び会計監査等の選考方法は、それぞれ選考委員会に一任するものとする。

2 選考委員会は、選考対象者に対し、その選考方法等を文書で通知するものとする。

第6条(任務の終了及び解散)

1 選考委員会は、選出した役員の承認をもってその任務を終了し、解散する。

2 選考委員会は、役員の承認を得られない場合は、引き続き役員選出に努めなければならない。

付 記

- 令和2年6月12日改正

第3章 特別会計細則

第1条(財源及び経費)

資源回収及び祭り等の出店等の収益活動による収入は特別会計とする。

また、収益活動における運営及び活動経費は、収益活動による収入をもって支弁する。

第2条(目的)

本会計は、学校及び地域社会と連携、協力して、学校と家庭及び地域社会における児童の幸福な成長とその支援、また、その目的に伴う行事の推進、児童の学習環境の改善、学校応援団の支援や学校周年行事の開催等の実現を円滑に行うための会計とする。

第3条(使途)

1 第2条の目的を持った行事、改善又は支援等を行う場合、本会計をもってその運用を行うものとする。

2 本会計は、総会において承認された予算に基づいて執行する。

但し、当初の本会計に予算以外の支出が必要な場合、又は緊急を要する場合は、代表委員会にはかって処理し、運営委員会に報告するものとする。

3 PTAの通常の活動に支出しなければならない科目があり、緊急又は不測の事態等により一般会計に不足が生じる場合は、本会計より一時借用又は寄付し、その支出に充てることができる。

第4条(会計)

本会計の管理責任者は会長とし、本会計の経理事務は会計が行うものとする。

第5条(会計監査)

本会計の監査は、本会会則第15条に準じて行うものとする。

付 記

- この細則は、平成31年4月25日より実施する。

第4章 特別委員会細則

第1条（構成）

特別委員会は、周年行事など、必要に応じて互選された特別委員会数名をもって構成する。

第2条（会計）

本会計の管理責任者は会長とし、本会計の経理事務は会計が行うものとする。

原則として、特別会計から支弁するものとする。

第3条（会計監査）

本会計の監査は、本会会則第15条に準じて行うものとする。

付 記

- この細則は、平成31年4月25日より実施する。

第5章 新座市立栄小学校学校応援団協議会規約

第1条（趣旨）

この規約は、新座市立栄小学校学校応援団協議会（以下「協議会」）に関し、必要な事項を定める。

第2条（設置・目的）

- 1 本会及び本校は、保護者及び地域住民が学校の教育活動等を支援するために学校応援団を設置する。
- 2 協議会は、学校応援団の中核となるもので、その設置、方針、運営、評価及び改善について協議し、円滑な支援活動に努める。
- 3 協議会は、学校応援団活動を通して、学校、保護者、地域住民の連携及び協力を進めて信頼関係を深め、新座市コミュニティスクールに基づいた地域に開かれた学校の実現に寄与すると共に、児童の幸福な成長とその支援、また、その目的に伴う行事の推進、児童の学習環境の改善を目的とする。

第3条（構成）

協議会は、学校応援団、教職員及び本会執行部で構成する。

第4条（役員及び顧問）

協議会に次の役員及び顧問を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 書記 2名
- 4 会計 2名
- 5 広報 2名
- 6 顧問 3名

第5条（役員及び顧問の選出）

- 1 会長、副会長2名、書記及び会計は本会執行部が、広報は広報委員長及び広報副委員長がそれぞれ兼任し、副会長1名は学校応援団から互選する。
- 2 顧問は、本校の校長、教頭及び校長が指名した教職員の計3名を充てる。

第6条（役員及び顧問の職務）

- 1 会長は、協議会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときはその職務を代行する。
- 3 書記は、協議会の名簿作成、活動の記録、文書の保管を担当する。
- 4 会計は、資金の管理を担当する。
- 5 顧問は、会議に参加し、議題について学校側の提案、意見を述べることができる。
- 6 広報は、学校応援団活動の様子を広く保護者及び地域住民に広報し、保護者及び地域住民の理解と参加を促す。）

第7条（役員の任期）

役員の任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

但し、再任は妨げない。

第8条（会議）

- 1 協議会の会議は、年2回開催することとする。
- 2 会議の招集は会長が行う。また、会長は必要に応じて、臨時に会議を開催することができる。

第9条（資金）

- 1 協議会の活動資金は、本会特別会計から支弁する。
- 2 学校応援団は、ボランティアによって運営され、労働に対する対価は支払わない。
- 3 原材料費及び備品費等の必要経費は、本会と学校とで協議し、本会特別会計又は学校予算から支出する。

付 記

- この細則は、平成31年4月25日より実施する。

第6章 新座市立栄小学校PTA個人情報取扱細則

第1条（目的）

本会は、本会の運営で取得し保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法令」という。）の規定に基づき、本会役員名簿、本会会員名簿及び行事等の記録、写真及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース等」という。）の取扱いについて定めるものである。

第2条（責務）

本会は、法令を遵守すると共に、PTA活動において、個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報データベース等の管理者は、会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報データベース等の取扱者は、本会全役員及び委員とする。

第5条（秘密保持義務）

個人情報データベース等の管理者及び取扱者は、任務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は違法若しくは不当な目的に使用してはならない。

また、その任を退いた後も同様とする。

第6条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に対して明示する。

第7条（周知）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、会員に対し、その旨を文書で明示する。

第8条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) P T A会費の集金及び管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員、会員、学校応援団等の名簿の作成
- (4) 役員及び委員等の選出（選考委員会を含む）
- (5) 広報誌への掲載

第9条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条（管理）

個人情報は、管理者及び取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

また、不要となった個人情報は管理者の立ち合いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース等及（個人データを含む）を取り扱う電子機器等について、スタンドアロンで使用するか、又はインターネットに接続している場合はウイルス対策ソフトウェアをインストールするなど、電子機器が適切な状態で保管することとする。また、個人情報データベース等を持ち出す場合は、電子メール送信を含め、ファイルにパスワードを設定するなどし、適切に行うこととする。

第12条（第三者への提供の制限）

個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 各種法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はこれらから委託を受けた者が各種法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条（第三者への提供に係る記録の作成等）

本会は、個人情報を第三者（前条第1号ないし第4号に該当する場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者への同意を得ている旨

第14条（第三者から提供を受ける際の確認等）

本会は、第三者（第12条第1号ないし第4号に該当する場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（但し、個人情報取扱事業者でない個人から提供を受ける場合はこの記録は不要）

第15条（個人情報の開示、利用停止等）

本会は、本人から個人情報の開示若しくは利用停止、又は追加若しくは削除を求められたときは、各種法令に基づき、これに応じる。

第16条（漏えい時の対応）

取扱者は、個人情報データベース等を漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者にその旨を報告する。

第17条（研修）

本会は、管理者及び取扱者等に対し、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項についての研修を実施するものとする。

第18条（苦情の処理）

本会は、本人から個人情報の取扱いに関して苦情の申出があった場合は、誠実な処理に努めなければならない。

第19条（改正）

法令の改正又は実務上の不備が生じた場合は、運営委員会において審議し、同委員会の承認をもって本細則を改廃することができる。

なお、本細則を改廃した場合は、第7条に定める周知方法をもって、会員に周知するものとする。

付 記

附則第1条（法令改正以前の個人情報データベース等の取扱い）

平成29年5月30日付けの法令改正に際して同日に改正して施行された「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）により、法令が除外されていた5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても法令が適用されることになり、本会も法令第2条第5項に規定される「個人情報取扱事業者」に該当することとなっているところ、同日以前の個人情報データベース等の取扱いについても、第10条と同様に取り扱うこととし、取扱者でない者が保有している個人情報及び不要となった個人情報は、直ちに廃棄すること。

- この細則は、平成31年4月25日より実施する。

第7章 役員及び委員の選出に関する細則

第1条（趣旨）

この細則は、会員の負担を軽減するため、役員及び委員選出時の免除資格と期間を定めるものである。

第2条（免除要件及び期間）

(1) 役員及び委員の免除要件及び期間について、以下のとおりとする。

なお、立候補する場合は、この限りではない。

1 会長

役員・委員：永年免除

2 学年代表

役員・委員：永年免除

3 市P役員

役員・委員：永年免除

4 各専門委員長

役員：任期から2年間免除 委員：任期後3年間免除

5 各専門副委員長 および 交通安全母の会(校外地区委員より選出)

補佐選：任期中免除 委員：任期後2年間免除

6 各クラス委員 および 広報委員

委員：任期後2年間免除

7 総会議長

委員：総会の次年度1年間免除

8 会計監査

委員：任期後1年間免除

9 特別委員

委員：任期後1年間免除

(2) 在校児童の弟妹をもつ家庭における免除要件について

1 未就園児をもつ家庭においては、役員・委員を免除する。

なお、立候補する場合は、この限りではない。

付記

附則第1条（本細則の制定前における役員及び委員の免除資格と期間について）

本細則の制定前における役員及び委員についても、遡って期間を算出し、摘要する。

附則第2条

本細則の役員は執行部を、委員は専門委員（クラス委員・広報委員）をさす。

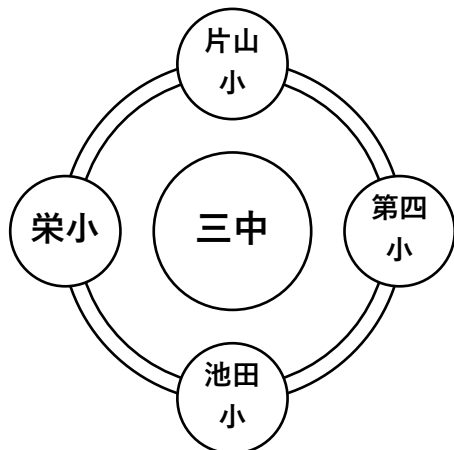
・この細則は、令和2年6月12日より実施する。

付記（令和4年4月27日総会承認）

・この細則は、令和4年4月1日より実施する。

<ブロックとは>

市内 23 小中学校が、中学校区ごとに 6 つのブロックに分けられています。
 ブロックごとにブロック長を選出し、ブロック長は「市P連副会長」となります。
 また、ブロックごとに「ふれあい地域連絡協議会」が設けられており、各小中学校の
 PTA会長が事務局として所属しています。



座中ブロック	新座中・野火止小・陣屋小
二中ブロック	第二中・大和田小・東北小・東野小
三中ブロック	第三中・片山小・第四小・池田小・ 栄小
四中ブロック	第四中・新開小・新座小
五中ブロック	第五中・八石小・野寺小・栗原小
六中ブロック	第六中・西堀小・新堀小・石神小

栄小学校 PTA 組織図

